

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、
復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
 - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
 - 復興局の位置等の政令への委任 等
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、
対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和3年4月1日（3. 及び4. の一部は、公布日施行）

復興庁設置法・東日本大震災復興特別区域法の一部改正について

復興庁設置法の一部改正

背景・必要性

- 東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興・創生期間後の組織を整備する必要。
- 防災力の向上に資するよう、これまで蓄積された復興に係るノウハウの共有・活用を図る必要。

改正の概要

- ① 復興庁の廃止期限について、現行の「平成33年3月31日」を「令和13年3月31日」に改正し、10年間延長する。現行の総合調整機能を維持し、復興大臣を設置する。
- ② 行政需要の変化に機動的かつ柔軟に対応するため、復興局の名称、位置及び管轄区域については、政令で定める。
※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置
- ③ 復興庁が廃止されるまでの間の国務大臣1人の増員を維持する。（附則（内閣法））
- ④ 東日本大震災からの復興に係る知見を活用する。（附則）

（注）今回の改正法において、改正法の施行後5年以内の検討（検討条項）について措置

東日本大震災復興特別区域法の一部改正

背景・必要性

- 東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、復興を重点的かつ効果的に推進する必要。
- 復興交付金事業は、ほぼ全ての地方公共団体で計画が完了する見込み。

改正の概要

- ① 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められるものとして政令で定める地方公共団体に対象地域を重点化する。
- ② 復興特区税制について、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定める市町村に対象地域を重点化する。
- ③ 復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置（所要の経過措置）を講じた上で、復興交付金を廃止する。

福島復興再生特別措置法の一部改正について

福島復興再生特別措置法の一部改正

背景・必要性

- 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。

改正の概要

1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進

(1) 帰還促進に加え移住等を促進

帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加

(2) 営農再開の加速化

① 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み)

福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入

② 6次産業化施設の整備の促進

農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用

③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設

2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

- ① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定
- ② (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備
- ③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助

3. 風評被害への対応

- ① 風評対策に係る課税の特例を規定
- ② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進

4. 計画制度の見直し

福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画(3系統に分かれる現行計画を統合)を作成し、国がこれを認定

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財源確保法）・特別会計に関する法律（特別会計法）の一部改正について

復興財源確保法・特別会計法の一部改正

背景・必要性

- 復興・創生期間後の基本方針が復興庁の廃止期限を延長し、復興・創生期間後の当面 5 年間（令和 7 年度まで）の復興事業を確実に実施するとしていることを踏まえ、令和 7 年度までの所要の財源を確保すること等が必要。

改正の概要

（１）復興財源確保のための特別措置等に係る期間の延長

復興債の発行期間、政府保有株式の売却収入・その他税外収入の復興財源への充当期間等を 5 年間延長。

（２）日本郵政株式の追加売却に伴う売却収入の償還財源への充当

昨年 1 1 月、日本郵政は自己株式の消却についての検討を表明。自己株式が消却された場合、発行済株式総数が減少し、政府に保有義務が課されている株式数（発行済株式総数の 3 分の 1 超）も減少するため、追加的に売却可能となる株式が発生。

→ 追加的に売却可能となる株式の売却収入を復興債の償還財源に充当する規定を整備。

（３）エネルギー対策特別会計に係る所要の措置

原子力災害からの福島復興・再生に関する施策の財源を確保するため、エネルギー対策特別会計に係る所要の規定を整備。

（注）東日本大震災復興特別会計は継続